

議案説明書

総合政策部 財産活用課

提出議会：令和6年第5回定例会

1 案件名

議案第73号 佐野市行政財産使用料条例の改正について

2 概要

佐野市役所市民広場駐車場を有料化するにあたり、使用料を定めるものです。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

(1) 目的

市役所利用者に支障のない範囲で適正な佐野市役所市民広場駐車場の運用を行うため、一定時間以降を有料化し、市有財産の有効活用を図りながら、税外収入の確保につなげ、平日夜間閉鎖している市民広場駐車場を終日利用可とすることで中心市街地の活性化に寄与する。

(2) 内容

佐野市役所市民広場駐車場の使用料は、駐車時間が3時間以内の場合にあっては無料とし、3時間を超える場合は1時間につき100円に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加算した額とする。

4 その他の事項

施行日 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日